

番 号 : 170463

国 名 : ボスニア・ヘルツェゴビナ

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室

案件名 : スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト (ベースライン調査)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ベースライン調査
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2017年8月下旬から2017年11月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.70 M/M、現地 1.50 M/M、合計 2.20 M/M
- (3) 業務日数 : 国内作業期間 現地作業期間 整理期間
7日 45日 7日

※具体的な調査業務日程の提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月 2日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月15日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	社会調査
対象国/類似地域	ボスニア・ヘルツェゴビナ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

(1) 当該国の現状と課題

1995年12月の Dayton 合意により紛争が終結したボスニア・ヘルツェゴビナ（以下「BiH」）においては、今日でも依然中央政府のもとに、ボシュニャク系・クロアチア系住民が中心の「ボスニア・ヘルツェゴビナ連邦（以下、「FBiH」）」およびセルビア系住民が中心の「スルプスカ共和国（以下、「RS」）」という2つのエンティティ（高度な自治権を持つ行政主体）が存在する分裂した状態が続いている。

各エンティティには独自の大統領、政府が存在するだけでなく、それぞれ独自の司法、教育等の国家制度を有しており、国内統合は進んでいない。さらに教育分野においては、各民族が異なる教育カリキュラムを採用しており、それが国民の一体性及び民族間の相互理解を阻害する大きな要因の一つともなっている。

中でも FBiH 側南部のヘルツェゴビナ・ネレトバ県に位置するモスタル市は、紛争中、クロアチア系住民とボシュニャク系住民が激しい戦闘を行った結果、現在でも両民族が市内の異なる地域に住み分けているなど、全国でも最も民族統合が進んでいない地域の一つである。このため同市において、民族間の相互理解を図ることは BiH における平和構築を進める上で象徴的な意味を持つ。

(2) 当該国における平和構築に関連する政策と本事業の位置付け

BiH において教育改革の推進役を担う欧州安全保障協力機構（以下、「OSCE」）は2002年に教育統合へ着手した。2003年には初・中等教育枠組法が採択され、「共通コア・カリキュラム（以下、「CCC」）」の導入が決定された。CCC の策定を担う中央政府の就学前・初等・中等教育庁（以下「APOS0」）は、2015年6月までに初等・中等教育のすべての一般科目について CCC を策定するとしていたが、現時点では保健体育の統合が進んでおらず、これらの科目における CCC の策定支援が早急に求められている。一方でモスタル市は、スポーツの持つ寛容性の醸成や多様な住民間の関係強化の可能性を認識しており、紛争終了後も未だ続く民族間の緊張を和らげるためのスポーツ活動の推進が求められている。

かかる状況のもと、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府は我が国政府に対してカリキュラム策定を担う APOS0 主導による、保健体育の CCC 策定の支援を要請した。これを受け、JICA は2016年11月より技術協力プロジェクト「スポーツ教育を通じた信頼醸成プロジェクト」を通じて、APOS0 主導の保健体育 CCC の策定支援とモスタル市スポーツ協会の能力向上を通じた民族融和のための草の根のスポーツ振興支援を実施している。

本プロジェクトでは CCC 策定の後、ヘルツェゴビナ・ネレトバ県内のターゲット小学校において導入及び定着を図り¹、体育授業の質の向上支援を行うことによって、規則の遵守や他者尊重の価値観の醸成といったスポーツの価値の普及を目指し、またモスタル市スポーツ協会の能力強化を通じた草の根のスポーツ振興を通じてあらゆる民族の老若男女がスポーツを楽しむことができるよう、ソフト・ハード両面から支援をし、民族間の相互理解を促進する事を目指している。

なお、モスタル市においては、サッカー元日本代表主将の宮本恒靖氏が設立した非営利団体「マリ・モスト（現地語で「小さな橋」の意）」が存在し、現在同団体を中心とした民族融和と多文化共存を目的としたスポーツアカデミーが設立され、モスタル市もスポーツ協会を通じて全面的に協力しているが、同市には、スポーツ交流を通じた民族間の信頼醸成に関する事業経験が少なく、マリ・モストとも関係の深い日本からの支援が求められている。本プロジェクトは、スポーツ協会への支援を通じて、マリ・モストとも間接的に協働を行っている。

(3) BiH の平和構築に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

日本政府はボスニア紛争終結直後から、和平履行評議会運営委員会のメンバーとして同国の和

¹ 策定された CCC の導入については、各県の裁量に任せられ、また各校の教師の力量や施設整備状況などに左右されるため、CCC 策定がそのまま実施に結び付くわけではない。

平履行に主体的に関与するとともに、ODA を通じて同国の平和構築を支援してきた。近隣ヨーロッパ諸国とは異なり、当該地域での民族的な利害関係を一切持たないことから、日本の取り組みは高く評価されている。本事業は日本の対 BiH 国別援助方針における重点分野のうち「平和の定着・民族の和解」に位置付けられる。

JICA は、2005 年にモスタル高校をパイロット校として民族共修の IT（情報科）授業実施を推進した。その結果、現在同科については、国内全ての普通科高校で民族共修の授業が行われるようになり、青少年世代からの融和促進と信頼醸成の推進に貢献している。

（４）他の援助機関の対応

民族共修の CCC の策定について、USAID 並びに Save the Children が理科教育及び美術科目を、その他、UNICEF が幼児教育及び特別支援教育を、GIZ が成人教育、Save the Children が教員養成、アメリカ大使館が市民教育等の支援を実施している。

（５）本業務について

本業務従事者は、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の上位目標「体育 CCC やモスタル市における取り組みを踏まえた社会的包摂性・多様性・公正性に配慮したスポーツ教育の意義が BiH 国内で認知されるようになる」を踏まえて、成果 1 の「保健体育 CCC が、BiH 国内のターゲット小学校において定着する」に関して、CCC 策定にあたって必要な現行カリキュラムの課題を洗い出すために、ヘルツェゴビナ・ネレトバ県内の初等中等学校におけるカリキュラム実施状況等を調査し、またプロジェクト成果を測るための指標を得るために必要な情報収集・分析を目的とする調査を行う。また、成果 2 「モスタル市スポーツ協会が実施するスポーツイベントに社会的包摂性・多様性・公正性への配慮がなされるようになる」に関して、プロジェクト成果を測るための指標を得るために必要な情報収集・分析を目的とする調査を行うと同時に、成果目標達成のために追加が望まれる活動の検討材料とする情報の収集を行うことを目的とする。

なお、調査項目は以下のとおりを想定しているが、適当と考えられる項目、手法をプロポーザルにて提案すること。

- ① ヘルツェゴビナ・ネレトバ県内にある、初等・中等学校における体育教育の実態（現行カリキュラムの実施状況）及び教師の意識調査並びに教員養成校における体育科教員育成状況（2017年7月にプロジェクトがモスタル市内の小学校で実施するプレ調査の調査項目並びに結果を参考とする。調査対象校の数は現在検討中であるが、現地派遣期間中に無理なく実施できる数とする予定。）
- ② モスタル市スポーツ協会の組織能力調査（報告書分析、SWOT分析あるいはPCM手法等による問題分析等、協会職員の参加を促す調査実施を含む）及び業務プロセス分析（公平性、透明性、包摂性、効率性並びに説明責任の観点含む）
- ③ モスタル市におけるスポーツ普及状況調査
- ④ スポーツ協会主催のスポーツイベント参加者の意識調査

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、ベースライン調査企画立案/実施監理として、プロジェクト専門家及びシニア・ローカルコンサルタントと協力しながら、ベースライン調査の全体デザイン、本プロジェクトが調達する調査補助員を活用した調査実施及び調査全体のマネジメント、データ収集、分析、結果取り纏め及び報告を行う。なお、具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内作業期間（2017年8月下旬）

以下の作業により、「6. 業務の背景」に記載の調査事項に関する最新状況を確認し、ベースライン調査実施にあたっての調査計画、評価グリッド（英文）、質問票（英文）を作成する。

- ① プロジェクト関係資料（報告書、ウェブサイト、既存データ等）及び関係者からの情報（モスタル市小学校関係者を対象としたプレ調査結果含む）を収集・分析し、プロジェクトの背景・内容を把握する。
- ② 調査対象機関（モスタル市スポーツ協会）の過去数年間の年次報告書等関連文書を精査

し、組織体制及び活動内容等を把握する。

- ③ 担当分野に係る現地調査計画・方針（案）情報収集・収集方法を検討する。
- ④ 上記の結果を踏まえて現地調査における調査方法・調査地域・現地ヒアリングを行う関係機関等、対象者を検討し、「ベースライン調査報告書」目次（案）を作成する。
- ⑤ JICA本部で実施される本件に係る各種打合せに出席する。
- ⑥ 現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有する為、現地派遣期間に実施すべき業務の計画、帰国後に行う国内業務の計画を監督職員と協議した上でワークプラン（和文・英文）に取りまとめ、JICA社会基盤・平和構築部へ提出する。

（2）現地派遣期間（2017年9月初旬～2017年10月中旬）

- ① ワークプランに基づいて、JICAバルカン事務所及びプロジェクト専門家及びシニア・ローカルコンサルタントと現地派遣期間中の業務行程、業務方針、参加型調査手法について詳細を打ち合わせる。
- ② プロジェクト専門家及びシニア・ローカルコンサルタントと協働で以下の活動を行う。その手法をプロジェクト専門家及びシニア・ローカルコンサルタントに助言するとともに、調査補助員²に指導を行い、調査全体の監理を行う。
 - ア) 収集された情報を確認、整理する。
 - イ) ベースライン調査の目的を達成するための課題、留意点等を整理する。
 - ウ) モスタル市スポーツ協会関係者に対して、参加型調査実施に係る説明を行った上で、スポーツ協会に対する組織能力調査を実施する。
 - エ) ヘルツェゴビナ・ネレットバ県内の学校に対する調査、教員養成校での調査、モスタル市内のスポーツ普及状況調査、スポーツ大会参加者意識調査等を実施する。
 - オ) ベースライン調査の進捗を監理する。
- ③ 調査記録及び情報を整理し調査事項を分析した上で調査結果をまとめ、プロジェクト専門家及びシニア・ローカルコンサルタントと意見交換をした上で「現地業務結果報告書」（和文・英文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部、JICAバルカン事務所、プロジェクト側に提出する。

（3）帰国後整理期間（2017年10月中旬～下旬）

- ① 「ベースライン調査報告書」（和文・英文）を作成する。
- ② プロジェクト成果を測るための数値目標の設定、成果2の目標達成に向けて追加すべき活動に関する助言を行う。
- ③ 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（1）～（4）のすべてとする。

（1）ワークプラン

- 和文3部：JICA社会基盤・平和構築部、JICAバルカン事務所、プロジェクトチーム
- 英文5部：APOS0、モスタル市スポーツ協会、JICA社会基盤平和構築部、JICAバルカン事務所、プロジェクトチーム

（2）現地業務結果報告書（現地調査結果概要報告会資料を添付すること）

- 和文3部：JICA社会基盤・平和構築部、JICAバルカン事務所、プロジェクトチーム
- 英文5部：APOS0、モスタル市スポーツ協会、JICA社会基盤平和構築部、JICAバルカン事務所、プロジェクトチーム

（3）ベースライン調査報告書（和文及び英文）

² 調査補助員は2名を想定し、基本的に本業務従事者の現地派遣期間中のみ備上予定（必要に応じて、帰国後1週間程度調査フォローの為に契約延長の可能性有）。業務内容は、通訳並びに本業務従事者の調査の補助を想定しているが、個々の社会調査経験は浅い可能性有。

(4) 専門家業務完了報告書（和文）

上記（1）及び（2）については、簡易製本並びに電子データ、（3）及び（4）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算にあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2017年6月)」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。航空経路は、羽田・成田⇄サラエボ（フランクフルト、ミュンヘン経由便）を標準とします。

(2) 一般業務費

車両及び調査補助員については、JICAバルカン事務所（またはプロジェクト）が別途調達しますので、積算に含める必要はありません。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣時期は2017年9月～10月を予定しています。JICAバルカン事務所並びにプロジェクト事務所等現地関係者と協議して派遣日程を決定します。

基本的にJICA団員の参加はありません。本業務従事者が調査補助員と共に、単独で現地調査を行う事になりますが、プロジェクト事務所に勤務するシニア・ローカルコンサルタント及び日本人専門家（プロジェクト専門家）が同行する可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・シニア・ローカルコンサルタント（共通コア・カリキュラム策定支援担当）
- ・プロジェクト専門家（モスタル市スポーツ協会能力強化支援担当）
- ・プロジェクト・アシスタント

③ 便宜供与内容

当機構バルカン事務所（またはプロジェクト）による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 調査補助兼通訳備上
あり
- オ) 現地日程のアレンジ
現地プロジェクト事務所がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室 (TEL:03-5226-6952) にて配布します。

- ・ Record of Discussion on The Project for Confidence Building through Physical Education in Bosnia and Herzegovina
 - ・ 詳細計画策定調査報告書
 - ・ モスタル市スポーツ協会年次報告書及びスポーツ協会関連資料
 - ・ プレ簡易ベースライン調査結果
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトおよびナレッジサイトの該当ページで公開されています。
- ・ ボスニア・ヘルツェゴビナ国「IT教育近代化プロジェクト」
終了時評価報告書 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12005914.pdf>

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中はJICA安全管理措置を遵守して頂きます。現地の治安状況については、サラエボ配置のJICA在外専門調査員等から十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、バルカン事務所と常時連絡が取れる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同JICAバルカン事務所及びJICA在外専門調査員（サラエボ）と常時連絡を取れる体制とし、プロジェクト事務所と緊密に連絡を取るよう留意してください。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録願います。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載ください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上